

# 生川正香と芭蕉発句

塚原鉄雄

生川正香（一八〇四～一八九〇）に、「てにをはちかみち／翁発句助辞一覽」（好問亭。一八三九）の著作がある。芭蕉の発句、異句二三四、延句二五二を、構文的観点から分析し解明しようとした著作である。

ところで、正香の例示した芭蕉の発句には、現代の研究成果に勘案するとき、若干の疑義の介入する余地がないわけではない。そして、それには、単純な誤写や誤刻とは看做しがたいところがある。誤写や誤刻が、絶対に介在したかったとは、断定しえないとしても、そうした断案には、慎重な検討と考察とを必須とするであろう。いま、文字表記の異同を除外して、疑義の指摘しうる発句を整理すれば、二項九条の類項を惜定することが可能である。

筆者は、原著を活字翻刻して紹介したときに、作者および本文の異同を注記しておいた。公刊以後に、若干の補訂を必要とする状況となったので、補訂して、作者および本文に異同の指摘しうるものについて、整理しておこう。作品末尾に括弧で表示する算用数字は、旧稿「生川正香の芭蕉文法」（竹岡正夫『国語学史論叢』笠間書院。昭和五七年九月）で標示した作品番号である。

第一項 作者芭蕉に疑義の存在する作品

第一条 作者芭蕉に別伝の存在する作品

1、「たなばたにかさねばうとし絹合羽」（016）は、杉風の作品とする資料があるだけである。

2、「いろいろの名もまぎらはしはるの草」（032）は、珍磧の作品とする資料があるだけである。

3、「あしだはく僧もみえたりはなの雨」（076）は、万菊の作品とする資料があるだけである。

第二条 作者芭蕉に異伝の存在する作品

4、「雪ごとにつはりたわむ住居かな」（101）には、芭蕉作品とする資料と岱水作品とする資料とがある。

第二項 発句表現に異同の存在する作品

第一条 第一句だけに異同の存在する作品

5、「我に似なふたつにわれし真桑瓜」（045）は、独自本文ではないけれども、真蹟懷紙に「我に似る」とある。

6、「三日月の地はおぼるなりそばたけ」（071）は独自本文で、「三日月や」が一般伝来の本文である。

7、「宿かして名をなのらする時雨かな」(095)  
は、独自本文ではないけれども、真蹟懷紙に「宿借りて」とある。

8、「鷹の目のいまやくれぬとなくうづら」(175)

は、独自本文ではないけれども、真蹟懷紙に「鷹の目も」とある。

9、「其方を見ればや枯れ木の杖のたけ」(227)

は、独自本文で、「其かたち」が一般伝来の本文である。

10、「元日に田ごとの日こそ恋しけれ」(239)

は、独自本文でないけれども、真蹟懷紙に「元日は」とある。

第二条 第二句だけに異同の存在する作品

11、「雲雀より上にやすらふたふげかな」(002)

は、独自本文ではないけれども、笈の小文に「空にやすろふ」とある。

12、「はやくさけ節句もちかし菊花の花」(017)

は、独自本文といえるか、どうか。「九日も近し」が一般伝来の本文だが、「九日」を、普通には、「クニチ」と訓読するようである。九月九日の重陽節句だから、「九日」を「セツク」と訓読することは、可能であろう。とすれば、異文というわけではない。しばらく、存疑とする。

13、「むぐらさへ若葉やさしややぶれ家」(038)

は、独自本文でないけれども、後の旅に「わかばはやさし」とある。

14、「木枯ににほひやつきしかへりばな」(042)

は、後の旅に「匂ひやつけし」とある。

15、「わずらへば餅こそくはね桃の花」(056)

は、独自本文ではないけれども、夜話ぐるひに「餅をも喰はず」とある。

16、「たれやらが姿に似たり今朝の春」(078)

は、独自本文ではないけれども、真蹟短冊に「かたちに似たり」とある。

17、「白げしに羽おもく蝶のかたまかな」(103)

は、独自本文で、「はねもぐ蝶の」が一般伝来の本文である。

18、「夜着ひとついのり出したるさむさかな」(109)

は、独自本文で、「いのり出して」が一般伝来の本文である。

19、「蛍見や船人酔ておぼつかな」(114)

は、独自本文で、「船頭酔て」が一般伝来の本文である。

20、「手にとらば消む涙ぞつらき秋の霜」(157)

は、独自本文ではないけれども、甲子吟行に「涙ぞあつき」とある。

21、「木がらしににほひやつきしかへり花」(164)

は、独自本文で、後の旅に「匂ひやつけし」とある。

22、「をりをりに伊吹を見てや冬ごもり」(172)

は、独自本文ではないけれども、後の旅に「伊吹を見ては」とある。

23、「七株の萩のてもとやほしの秋」(174)

は、独自本文といえるか、どうか。一般には、「手本」を「タモト」と訓読するようである。鯛屋伝来横物には「萩の千本

「や」とあるよしである。

24、「むぐらさへ若葉やさしややぶれ家」(191)

は、独自本文ではないけれども、後の旅に「若葉はやさし」とある。

25、「須磨の蟹のやさきになくやほととぎす」(194)

は、独自本文ではないけれども、笈の小文に「矢先に鳴くか」とある。

26、「むき飯にやつるるこひや猫の妻」は、独自本文で猿蓑に「やつるる恋か」とある。

27、「此秋はなににとしよる雲に鳥」(233)

は、独自本文である。「何で年よる」が一般伝来の本文である。

28、「かつをうりいかなるひとかゑはすらむ」(235)

は、独自本文で、「いかなる人を」が一般伝来の本文である。

29、「朝夜さをたれまつ嶋のかたごころ」(238)

は、独自本文で、「誰まつしまぞ」が一般伝来の本文である。

30、「わずらへば餅こそくはね桃の花」(241)

は、独自本文ではないけれども、夜話ぐるひに「餅をも喰はず」とある。

### 第三条 第三句だけに異同の存在する作品

31、「魚鳥のこころはしらずとしの暮」(049)

は、独自本文ではないけれども、流川集に「年忘れ」とある。

32、「櫃の木の花にかまわぬ旅寝かな」(089)

は、独自本文で、「姿かな」が一般伝来の本文である。

### 第四条 第一句と第二句とに異同の存在する作品

33、「ぬれてゆく人もかきや雨の萩」(192)

は、独自本文ではないけれども、真蹟懐紙に「濡れて行くや人もをかきき」とある。

34、「柚の花にむかしを忍ふ料理の間」(252)

は、独自本文でないけれども、嵯峨日記に「柚の花や昔忍ばん」とある。

35、「あらなにもなきのふもすぎてふくと汁」(113)

は、独自本文で、江戸三吟に「あら何ともなやきのふは過てふくと汁」とある。

### 第五条 第二句と第三句とに異同の存在する作品

36、「はつまくわたてにやわらむわにやせむ」(168)

は、独自本文で、「たてにやわらん輪に切ん」「四ツにやわらん輪にやせん」「四つにや断たん輪に切らん」などの本文が伝来している。

### 第六条 第一句と第三句とに異同の存在する作品

### 第七条 一句全体に異同の存在する作品

該当する事例がない。偶然か。それにしても、一句単独でなければ隣接各句にしか、本文異同を指摘しえない事実には、考察吟味の余地がありそうである。

真贋を基準として批判するとき、諸書に採録する芭蕉作品には、芭蕉真作と認定するには、疑義の余地があったり、偽作と断定しえたり、否定的な判定をしなければならぬ作品が、数少なくないらしい。だが、その事実によって、諸書の「撰者の杜撰」(今栄蔵『新潮古典集成/芭蕉句集』新潮社。昭和五七年六月)と断案する

のは、歴史論理を飛躍しすぎるのではあるまいか。

こういった事象は、芭蕉作品に限定される、独特のことではないのである。和歌作品においても、同一あるいは同様の作品作者が、資料相互で一致しない事例は、数少なくない。

古典作品の作者を、近代著作の観点から理解しようとするには、事実に対応しないところがある。芭蕉の自作でなくても、芭蕉が引用すれば、芭蕉の作品と享受され認定されるところがあったかと、推定しうるのではあるまいか。

芭蕉だけではない。古典作品の一般に指摘しうる作者の異伝は、そこに起因するかと思量する。

古典作品だけではない。現代でも、例示すれば、雑誌「歴史と人物」(中央公論社)の内扉や雑誌「波」(新潮社)の表紙に、名家自筆の名言を影印している。他者の言辭を揮毫するときには、慣例として、「書」とか「かく」とか、署名に下接して書記するのが礼式のはずだけれども、現代の名家に、その配慮は皆無にちかい。そこで、古典の知識に欠落があれば、影印された名句は、名家自身の言辭として理解され享受されることになろう。

芭蕉を経由することにおいて、芭蕉自作の作品は無論のこと、芭蕉以外の作品も、芭蕉作品と理解され享受された、——それが、芭蕉の現実像だったのではあるまいか。

真贋といった価値基準の適用だけで裁断すれば、万事が解決することではあるまい。

人物芭蕉の営為という観点からすれば、作品の真贋を識別する作業は、重要であるとしなければならぬ。だが、作家芭蕉の営為と

いう観点からすれば、芭蕉の作品と規定された事実を重視しなければなるまい。そのことによって、実在としての人物像から現実としての作家像へと、芭蕉の認識と理解とは、深化することになるはずである。

和歌もそうであるが、発句は、人間関係の場面に規定されて成立する言語表現である。芭蕉が一句の推敲添削に苦心したことは、記録されている。そこで、一般に、最終の形態を最終の決定すなわち成案と看做す傾向がある。しかしながら、そこには、論理の短絡がありそうである。

異形の表現には、草稿から成案への過程を跡づけうるものもある。だが、異形の表現には、相互に自立し対立する、別個に独立した作品と規定しうるまた規定しなければならぬものが、あるのではないか。場面に即応する表現という観点に立脚するとき、前者よりも、後者の視点を重視すべきであろう。

芭蕉の関与するところがあつた、不特定多数の読者を想定して編集される句集に載録される表現形態は、原則的に、具体的に特定の場面に規定されない、換言すれば、特定の場面の抽象化に相即したは相即しうるものであつたと、推定してよいのではないか。

一句が場面の特殊性から解放され、一句自体で、自立的完結性と独立的終結性とを充足する、——その意味では、芭蕉が関与して編集した句集載録の表現形態は、最終的決定の成案であつた。しかしながら、そのような発句は、俳諧の二次的な側面をしか荷担しない。観賞の対象として、読者の外側に位置づけられる存在である。だが、俳諧は、実践の行為として、読者の内側に成立する一次的側面

を具有する。

とすれば、複数の表現形態は、成案に到達する過程を反映するだけではない。むしろ、そういったことは、副次的であるとしなければならぬ。それぞれの表現形態は、それぞれが、それ自体としての自立的完結性と独立的終結性とを、いわゆる成案と認定される表現形態との相対関係で、具有すると看做さなければならぬ。

こういった方法論的な立場を基盤とするとき、正香の蒐集し記録した芭蕉の発句は、貴重である。

今日では、某家に秘蔵する一部のほか、正香の蒐集した書籍文書は、散逸してしまっているらしい。現物で確認することは、可能でなくなってしまうている。けれども、その蒐集の豊富であったことは、各種の傍証がある。短冊なども、数多く所持していたという。偽物もなかったという保証はないけれども、実証精神に基礎づけられた研究であったことは、別途に実施しているその著作の裏付けから、确实と認定してよい。

芭蕉と限定することはないが、古典作品とくに韻文作品を対象とするとき、作者である人物がどのように行動したかということと、作者である人格がどのような存在だったかということとを、いわば複眼的視点から究明しなければならぬ。芭蕉と名のる人物の行動性すなわち表現行為と、芭蕉と呼ばれる作者の存在性すなわち表現事跡とである。

一般に、芭蕉作品の認定は、行動性の観点から、厳密に追究されてきた。その成果には、刮目すべきものがある。だが、その反面、存在性が等閑にされ捨象されることとなった。

俳諧は、原則的に、特定の対人関係を場面として成立する。作品の自作と他作とを区別するのは、行動性の観点に立脚する規定である。存在性の観点に立脚すれば、創作と引用とを包含して、表現主体の作品と認定される。作者に異伝の成立する所以であって、異伝には、それなりの意味があろう。

また、同一作者の異文も、対人関係に異同があれば、それに対応する表現構成の異同が成立する可能性も、否定しえないであろう。撰集載録の表現形態は、決定的形態というより、一般の対人関係を場面とする表現形態であり、書簡短冊の表現形態は、特定の対人関係を場面とする表現形態である。そのように認定する。

芭蕉の存在性からすれば、芭蕉自作の作品だけでなく、所伝芭蕉の作品をも、「芭蕉作品」と看做してよい。いな、看做さなければならぬ。異文も、また、択一して決定すればよいといったものではないのである。

正香の芭蕉文法は、独自の資料蒐集を基盤として、その研究が遂行された。そこで、各種文献との共通形態と独自形態とを紹介することになった。このことは、芭蕉研究に寄与するところがあろう。

それはそれとして、俳諧文法に着目した、正香の達識を銘記しておかなければならない。古典文法の研究は、中世以来、古典和歌の研究から出発し、近世になって、古典散文にまで拡張した。けれども、当代の俳諧にまでは、その対象を拡大することがなかった。山田孝雄の『俳諧文法概論』の刊行は、昭和三十一年（一九五六）一月である。正香の芭蕉文法は、天保一〇年（一八三九）で、著者は三六歳であった。